

放射能汚染除去に関する 民事裁判が提起する法の課題

—— いわき市放射性物質除去請求事件の裁判から考える ——

片岡直樹

目次

- 1 はじめに
- 2 「いわき市放射性物質除去請求事件」の裁判
 - (1) 「いわき市放射性物質除去請求事件」1審の裁判
 - (2) 「いわき市放射性物質除去請求事件」2審の裁判
- 3 「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判での放射能汚染問題に対する認識と問題点
 - (1) 裁判における放射能汚染の「除去方法」に対する認識と問題点
 - (2) 1審裁判の放射能汚染問題に対する認識と問題点
 - (3) 2審裁判の放射能汚染問題に対する認識と問題点
 - (4) まとめ：「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判が示すこと
- 4 「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判が提起する法の課題
 - (1) 人為的放射能汚染の継続に対する責任と課題
 - (2) 森林の放射能汚染への対処の責任と課題
- 5 おわりに

1 はじめに

福島原発事故による放射能汚染問題は、広範かつ長期間にわたって継続する。放射能で汚染された地域では、地域への立ち入りができず、土地そして地域空間の利用ができない状態が継続している。放射性物質の汚染除去については、2011年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法と略称されている。）が公

布され、国や自治体による放射性物質の除去作業が進められている。一方で、放射性物質の除去が民事訴訟で請求されており、訴訟の在り方について検討作業が行われている。¹⁾

2011年10月、いわき市の土地の汚染除去を請求する民事訴訟が東京地方裁判所に提起された。この裁判は1審の東京地裁で2012年11月に原告の請求が棄却され、そして控訴審の東京高等裁判所で2013年6月に原告の請求が却下され、判決が確定している。放射性物質による汚染除去について「立法」がなされ、「行政」による取組みが進められようとしているなかで民事裁判が行われたのだが、「司法」は汚染除去請求を認めなかった。どのような裁判であったのか。本稿は、「いわき市放射性物質除去請求事件」の裁判について、当事者の主張立証内容をもとに、裁判の具体的な内容を明らかにし、放射性物質除去による放射能汚染問題の解決のために「法」にどのような課題があるのかを示す。

2 「いわき市放射性物質除去請求事件」の裁判

いわき市の北部に位置する山林・土地が、福島原発事故による放射能で汚染されていることに対して、山林・土地の所有者が汚染原因者である東京電力を被告として、「土地を汚染した放射性物質を除去」することを求めた裁判で、東京地方裁判所は2012年11月26日、原告の請求は権利濫用であるとして請求を棄却した（『判例時報』2176号44頁収載）。原告は控訴したが、2審の東京高等裁判所は2013年6月13日に1審判決を取消し、控訴人（原告）の訴えを却下し、判決は確定した²⁾。本件土地の面積は、2審判決では約32万9822m²と認定（1審判決が面積合計約27万m²としたのを訂正）されており、これだけの広さの土地の放射能汚染継続問題が、裁判では解決されなかったのである。以下では1審と2

1) 神戸秀彦「2 民事訴訟における除染請求について—原状回復との関係で」（淡路剛久・吉村良一・除本理史（編）『福島原発事故賠償の研究』日本評論社、2015年、241～255頁）を参照されたい。

2) 1審の東京地裁の判決は、判例データベースである「Westlaw JAPAN（日本法データベース）」と「D1-Law」にも収載されている。一方、2審の東京高等裁判所の判決は、判例集などには未収載である。筆者は、東京高等裁判所の判決も含め、本件訴訟記録を、東京地方裁判所民事記録閲覧室で2015年12月と2016年3月に閲覧した。

審の裁判の内容・過程を、訴訟記録から明らかにする。

(1) 「いわき市放射性物質除去請求事件」1 審の裁判

1) 1 審裁判での 2 つの争点事項

1 審判決は、争点事項を 2 つに整理している。争点 1 として、本件訴えの適法性、そして争点 2 として、本件請求が社会的に妥当な範囲を逸脱しているか、である。東京地裁は原告の請求を棄却したが、それは争点 2 について、本件請求が権利濫用に相当すると判断しての結論である。

争点 1 については、2 つのポイントが判決で示されている（「第三 当裁判所の判断」の「一」）。1 つは、本件土地の空間放射線量率を毎時 0.046 マイクロシーベルト（以下本稿では引用文も含めて、マイクロシーベルトの表記は、 μSv とする。）になるまで除染することは不可能かどうか。2 つ目は、原告の請求が不特定（上記線量率になるまで放射性物質を除去する方法が特定されていない）かどうか。前者については、その数値まで除染することが「およそ不可能であるとまで認めるに足りる証拠はない」とした。後者については、被告が履行すべき給付内容が「本件土地を汚染した放射性物質を毎時 0.046 μSv まで除去すること」と一義的に特定されているから、被告の主張に理由がないことは明らかであるとした。

前者のポイントの目標数値は、原告の請求の趣旨変更で提示されたものである。原告は「訴状」（2011 年 10 月 6 日）では「土地を汚染した放射性物質を除去」することを請求したが、最初の「準備書面」（2012 年 2 月 1 日）で請求の趣旨変更の申立てをし、本件の「土地を汚染した放射性物質を毎時 0.046 μSv まで除去」することを求めた。原告は、自然界に存在する放射性物質を超えたものについて妨害排除を求められるのであり、本件土地では「福島市の平常時の最大値である毎時 0.046 μSv の放射性物質が自然界に存在すると認められる」から、請求の趣旨を変更するとした。これにより、空間放射線量率の具体的数値の達成可能性がポイントとなったのである。

2) 争点 1：「訴えの適法性」に関する当事者の主張

以下では、長くなるが、争点 1 に関する裁判での当事者双方の主張を紹介する。この争点について 1 審判決は適法と判断したが、2 審では不適法と判断されてい

るので、後で取上げる 2 審裁判の内容理解のために、ここに整理しておくことにする。

①被告の最初の主張：方法が試行錯誤中であること

被告は「答弁書」(2011 年 12 月 19 日)の段階で、争点 1 の 2 つのポイントについて主張している(「第 3 被告の主張」の「1 放射性物質の「除去」方法について」)。まず、本件訴えは放射性物質の除去を求めるものだが、「除去」の具体的な方法は特定されていない、とする。そして続けて、本件土地の地目は山林又は原野だが、「そのような場所における放射性物質は、枝葉の表面や腐葉土、下草、地表上に付着しており、それ自体を区分して搬出できるような形状ではなく、放射性物質を除去する方法はいわゆる除染によるほかはない。」とする。そして続けて、政府の原子力災害対策本部の策定した市町村の除染実施ガイドライン(乙 1 号証)に基づいて定められた「森林の除染の適切な方法等の公表について」(乙 2 号証)³⁾によれば、「森林全体への対応については、その面積が大きく、腐葉土を剥ぐなどの除染方法を実施した場合には、膨大な除去土壌等が発生することとなり、また、災害防止などの森林の多面的機能が損なわれる可能性があることから、拡散防止対策等も含めた調査を行い、その扱いについて検討を継続します。」と記載されていて、森林全体の現実的な除染方法は試行錯誤の状態で確立されていないと主張した。

②原告の主張：被告による効率的な方法選択での対応

原告は、被告の「答弁書」での上記の方法の特定に関する主張に対して、請求の趣旨変更をした「準備書面」(2012 年 2 月 1 日)で「放射性物質の除去の方法は、除去の技術の進歩で変わりうるものであり、本件土地を被告の放射性物質で汚損した被告がその最も効率的な方法を選択すればよいのであり、特定の必要性を認めない。」と主張した。

③被告の第 2 の主張：除去の実現不可能と費用試算見積もりの提示

これに対して被告は、「準備書面 2」(2012 年 7 月 23 日)で、「本件事故に由来するすべての放射性物質の「除去」に対する現実的な除染方法はなく、原告の請

3) 乙 1 号証は、「原子力災害対策本部「市町村における除染実施ガイドライン」(平成 23 年 8 月 26 日)」である。乙 2 号証は、「原子力災害対策本部「森林の除染の適切な方法等の公表について」(平成 23 年 9 月 30 日)」である。

求は、あらゆる除染方法を講じたとしてもそれを実現することが不可能であるといわざるを得ない。そうすると、「除去」の具体的な方法は、特定しようとしても、特定できないのが実態であるというべきである。」と主張した（「第1 本案前の申立て」の「2 申立ての理由」）。そしてこの主張を裏付ける根拠として（「第2 被告の主張の補充」、福島県農林水産部の生活圏の森林除染に関する指針（乙10号証）に基づいて、本件土地の除染費用の試算見積もりをした書類（乙11号証）を提出し⁴⁾、そして除染目標を追加被ばく線量年間1ミリシーベルト（以下本稿では引用文も含めて、ミリシーベルトの表記は、mSvとする。）（空間放射線量率毎時0.23 μ Sv）以下とした場合の費用でも17億6100万円になるとし（ここでは本件土地の評価額の被告試算額も示されているが、これは後の3) ⑤で紹介する。）、さらに環境省の除染モデル実証事業の結果（乙12号証⁵⁾）を示して、本件土地の空間放射線量率と比較的近い森林における効果をみると、「一定の低減にとどまり、除染によって本件事故由来の放射性物質のすべてを「除去」することが不可能であることが明らかである。」とした。

④原告主張の展開：他の判決例を引用しての主張

原告は「準備書面2」（2012年8月31日。これが原告の最後の準備書面である。）で、放射性物質の「除去」に関する具体的な執行方法の明示が不要である根拠について、「名古屋新幹線訴訟第1審判決（名古屋地裁昭和55年9月11日判決・判例タイムズ428号86頁）」における判断を取上げて、本件訴訟との同一の特徴として原因者と被害者の能力差を主張している。すなわち、「被告は、電気事業者として本件放射性物質の発生源である福島第一原子力発電所を稼働させてきた者として、我が国において放射性物質の発生源である原子力発電所の仕組みや

4) 乙10号証は、「福島県農林水産部「生活圏の森林除染に係る暫定技術指針」（平成24年2月）」である。乙11号証は、被告が作成した「「いわき市――の山林の除染に係る試算報告書」（平成24年7月6日）」で（「――」は地名だが本稿では明記しない。）、試算見積もり金額は、判決では「第三」の「二 争点二」のところで引証の上、記載されている。

5) 乙12号証は、「環境省・水・大気環境局除染チーム（平成24年6月）「警戒区域及び計画的避難区域等における除染モデル実証事業 報告の概要（最終修正版）」で、被告はその60頁と61頁を引証している。準備書面で挙げられている数値の一つは、「田村市地見城地区」の森林で、除染方法は下草刈り等で、除染前後の空間放射線量率はそれぞれ、毎時0.8 μ Svと毎時0.7 μ Svで、低減率は14%であるとしている。

発電所の事故による影響についても最もよく知っているはずである。また、原子力発電という多大な危険性を伴う事業を行う者としては知っていなければならない。したがって、被告は、侵害行為の防止手段を最もよく知っているか知りうる立場にあることは明らかである。」とし、「他方、原告は放射性物質について何ら専門的知見を有するものではなく、具体的措置の特定までも求められても、有効な手段呈示の困難に陥り救済を求めえない。」ことになると主張した。

そしてその上で、被告の除染効果に関する主張（乙 12 号証に基づく）に対して、「原告が要求する毎時 0.046 μ Sv までの除染は不可能であるとするが、一度の除染で不可能でも数値が原告主張の数値に達するまで安全性の保たれた方法で除染を継続すればいいだけのことであるから、決して除染が不可能であるとはいえない。」と主張した。

⑤被告の原告主張への反論：抽象的不作為請求ではない本件請求と執行不可能性

被告は「準備書面 3」（2012 年 10 月 12 日。これが被告の最後の準備書面である。）で、原告の名古屋新幹線訴訟第 1 審判決を引用しての主張に反論している。同訴訟は、「いわゆる抽象的不作為請求」であるとし、「抽象的不作為請求については、禁止される行為の結果が特定されることによって、具体的不作為義務の範囲が合理的に限定されるのであれば、特定性を欠くことにはならないとされており、上記訴訟では、禁止される行為の結果を実現させるための具体的措置として、減速、時間制限、列車本数の削減という単純不作為あるいは音源対策その他の施設の設置という代替的作為が考えられ、当該被告において、それらの中から適宜選択して実行することができることから、請求の特定性を欠くことにはならないとされたのである。」とする。

これに対して、本件は抽象的不作為請求ではなく、作為請求であるとした上で、「将来請求認容判決を代替執行（民事執行法 171 条）又は間接強制（同法 172 条）の方法で執行し得る程度に、求められる作為を特定しなければならないとされているところ、本件の請求の趣旨第 1 項は上記のとおりであって、作為によって実現すべき結果の特定はされているとしても、求める作為について、「除去」とだけ表示して、その結果を実現できる具体的な除染方法を特定していない。その特定ができないのは、本件事故に由来するすべての放射性物質の「除去」するに足り

る現実的な除染方法がないことによるものであり、そのことは被告準備書面2で述べたとおりであって、あらゆる除染方法を講じたとしても、その請求内容を実現することは現実的には不可能なのである。」とし、そうであれば「代替執行を行うことができないだけでなく、現実的に不可能であるような作為を、間接強制によって執行することもできないといわざるを得ない。」として、本件請求は不適法であるから、却下すべきと主張した。

3) 争点2：「請求が社会的に妥当な範囲を逸脱しているか」に関する当事者の主張

判決は、争点2については被告の主張を認め、本件の請求が権利濫用となると判断した。判決の判断内容については、判決を掲載した『判例時報』の判決紹介が3つのポイントを指摘して整理している（『判例時報』2176号45頁）が、本稿では後の3(2)4)で検討する。以下では、当事者の裁判での主張を見ていく。

①被告の最初の主張：土地の使用収益状況と除染の必要性および国の施策との関係

被告は「答弁書」で、2つの項目を立てて主張している。1つは、除染の必要性の判断の枠組みに関する被告の考え方を示した「2 土地の使用収益の状況と除染の必要性について」であり、いま1つは国の除染への取組みが土地所有者の妨害排除請求に与える影響についての被告の考え方を示した「3 除染に関する国の施策について」である。この両者についての被告の考え方は、次の段落以下で紹介する。「答弁書」での被告主張は、国の除染に関する考え方と取組みを前提として、土地の使用収益状況が除染の必要性を決定するというものである。「答弁書」では、「現時点では本件土地の具体的な使用収益の状況が明らかではないから、その点が明らかになってから、被告の主張を整理・敷衍すること」にするとして、争点呈示の主張となっているが、以後の被告主張の基本的な考え方はここに示されている。

被告は、除染の必要性については、福島第一原発の「事故に由来する放射性物質が本件土地上に存在することが、原告の所有権に対する侵害・妨害であるとされているが、平常時においても自然由来の放射性物質により一定の空間放射線量が観測されるものであるから、単に本件土地上に放射性物質が存するというだ

けで、所有権の内容の実現が妨げられているということではできず、線量の限度、土地の使用収益の状況、除染の必要性等を考慮する必要がある。」と主張する。そして、政府の策定した除染実施ガイドライン（乙1号証。注3）を挙げて、土地の使用収益の状況によって除染の必要性の程度は異なるとした。

「答弁書」で引用されているガイドラインの内容は、以下の2つである。1つは「すべての地区・対象の除染を同時に行うことは不可能であるため、住民の被ばく線量の低減という目的に照らして効果的に作業を進める必要があります。このため、線量率の高さや年齢構成（成人よりも放射線の影響の大きい子どもの人口割合）、人口数、人口密度、地区内の施設の性質、地形などの要素を考慮して、区域・対象毎に優先順位をつけてください。」である。もう1つは「具体的には、家屋・庭、道路などの生活圏、特に子どもが利用する学校、公園などの施設における除染は優先順位が高く、森林については生活圏に近い部分の除染が効果的と想定されます。」である。

以上の主張に続けて、「3 除染に関する国の施策について」では、原子力災害対策本部が2011年8月26日に策定した文書（乙3号証と乙4号証）を挙げ、続いて放射性物質汚染対処特措法に基づく2011年11月11日の「基本方針」（乙5号証）を挙げて⁶⁾、「特別措置法が全面施行される平成24年1月1日以降、本格的除染が開始され、仮置き場で3年程度保管されたのち、中間貯蔵施設への搬入等が計画されている」として、以上のような「国等による計画的な除染が実施されることになっていることは、個々の土地所有者等の所有権に基づく妨害排除請求権の行使を妨げる事情になるものと考えられる。」とした。しかし、「答弁書」では、その法的根拠は示されておらず、以下で紹介する被告準備書面のいずれでも同様である。

②原告の反論：「答弁書主張」の否認

原告は、「準備書面」（2012年2月1日）で、被告主張に対して、「被告は国の

6) 乙3号証は、「原子力災害対策本部「除染推進に向けた基本的考え方」（平成23年8月26日）」である。乙4号証は、「原子力災害対策本部「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日）」である。乙5号証は、「環境大臣「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針」（平成23年11月11日）」である。

除染ガイドラインをもって、抗弁となるかのような主張をしているが、このガイドラインはあくまで国がその費用で除染する基準を示したものであり、被告の作為義務がどのような場合に認められるかを定めたものではなく、抗弁たり得ない。また、国が除染ガイドラインを定めたのは国が放射性物質の量によって居住制限等を行っていることからその制限との関係で定められたものであり、被告の作為義務とは無関係である。」と主張した。

③被告の主張の展開：現地調査に基づく土地使用状況と汚染状況からの主張

被告は、最初の「準備書面1」（2012年4月16日）で、「1 妨害排除請求権行使の可否について」と「2 妨害排除請求権行使の限界について」という項目立てをして、原告の妨害排除請求権の行使が認められないことを主張している。この2つの項目の内容を簡単に整理・紹介する。

「1」の項目では、「答弁書」で提示した、線量の限度、土地の使用収益の状況、除染の必要性等を考慮するという考え方から、第1に本件土地の空間放射線量、第2に本件土地の使用収益状況、第3に除染の必要性、第4に除染方法について主張がなされ、最後に結論として、本件土地の空間放射線量は低いレベルにあり、本件土地は手入れもされていない雑木林を主とする山林であるから、除染の必要性が認められないとした。それに加えて、第5に除染方法が確立されていないこと等を考慮すれば「所有権に基づく妨害排除請求として除染を被告に義務付けることはできないというべき」としている。

第1の本件土地の空間放射線量は、原告が証拠として提出した測定データ（2011年8月3日）（甲2号証）の、地上1mで毎時0.475～0.915 μ Svと、被告が現地で測定したデータ（2012年4月5日）（乙6号証⁷⁾）毎時0.34～0.86 μ Svの線量率が示されている。これらの数値を挙げた上で、福島市役所での測定値よりも低いレベルであること（乙7号証）、および政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループが提示した提言（乙8号証）の数値よりも本件土

7) 乙6号証は、被告の弁護士と被告社員が作成した「現地調査報告書（平成24年4月9日）」である。調査日時は、2012年4月5日（木）午前10時55分から11時45分で、調査場所は、「本件土地付近」となっており、調査内容は5か所で写真撮影、4か所で空間放射線量の測定となっている。空間放射線量については、4か所で各2回測定した数値が示されていて、証拠にある合計8つの数値のなかの最小値と最大値が準備書面では示されている。

地の線量レベルは低いレベルであるとする⁸⁾。この主張の詳細は、次の「4) 放射能汚染に関する当事者の主張・立証」の②で紹介する。

第2の土地の使用収益状況は、被告側の「現地調査報告書」(乙6号証。注7)参照)に基づいて、「手入れされていない雑木林を主とする山林で、かつてはゴルフ場計画があったようであるが、造成工事等がされたような形跡はなく、バブル景気の終了とともに開発計画自体が消滅し、その後は事実上放置されてきたものと考えられる」とする。また原告が本件土地を入手したのは代物弁済によってである(「訴状」の附属書類である不動産登記簿謄本による)としている。

第3の除染の必要性については、政府の除染実施ガイドラインの記載(乙1号証の2頁)のように、土地の使用収益状況で必要性の程度が異なるが、「本件土地は、無人の山林であり、その空間放射線量の線量レベルも福島市役所での測定値よりも低いから、現時点で除染をする必要性は認められない。」とし、さらにいわき市が2011年12月21日に策定した「いわき市除染実施計画《第1版》」(乙9号証)では、生活圏から20m以上離れた森林については除染の優先順位が低くなっていると主張する。

第4の除染方法については、「答弁書」で根拠とした乙2号証の記載を根拠に、「森林全体にかかる現実的な除染方法は、試行錯誤の状態であって確立されていない。」とする。

次に2つ目の項目である「2 妨害排除請求権行使の限界について」では、被告は受忍限度の主張をする。すなわち、所有権に基づく妨害排除請求権の行使が認められるのは、「受忍限度を超える程度の「妨害」である必要があり、受忍限度を超えるか否か、すなわち権利行使の限界の判断にあたっては、侵害行為の態様、被侵害利益の性質と内容、地域環境等を総合的に勘案して決すべきものである」とする。そして、「このような受忍限度論は、主に人格的利益が侵害された場合の判断基準として用いられているが、所有権侵害の場合も用いられるべき」とする。

このような主張に続けて、さらに金銭賠償は可能でも妨害排除を求められない

8) 乙7号証は、「福島県ホームページ(平成24年3月)「県北地方 環境放射能測定結果(暫定値)(第391報)」」である。乙8号証は、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ(内閣官房のホームページ)報告書(平成23年12月22日)」である。

場合があるという主張を展開する。すなわち、「受忍限度を超えたからといって直ちに妨害排除請求権の行使が可能であると考えらるべきではなく」、所有権の種類・価値、「妨害」の内容、「妨害」を除去する必要性の程度、除去によって得られる所有者の利益、除去の難易度、除去に要する費用等を考慮して、「妨害」によって毀損された価値の減少分に係る金銭賠償は可能であっても、妨害排除を求めることはできない場合もあると考えらるべき」であるとする⁹⁾。

④原告の反論：所有権妨害と低線量被ばくリスクおよび土地の利用状態との関係

原告は、「準備書面」(2012年5月16日)で、被告の本件土地が低線量であることを根拠とする妨害排除請求の行使を認めない主張に対して反論する。被告が引用した乙8号証は、「国が低線量被ばくのリスク管理を今後とも適切に行っていくためにワーキンググループを開催し報告書としてまとめたものであり(乙81頁「1.1 開催の趣旨」、所有権に対する妨害の有無に関する資料ではない上に、被告の引用する数値はあくまで中間的な目標値であるに過ぎないから、さらなる削減が求められている。つまり「危険であるからこそさらなる削減が必要ということであり、物権の円満な物支配の状態が妨害されていることに変わりはない。」と主張した。また「訴訟における主張・立証責任を考慮すれば、物権の妨害がある場合にはいちおう客観的違法なものと推定し、被侵害物権の権利行使を制限する諸事情は、相手方が主張・立証責任を負うべきである(舟橋惇一・徳本鎮(平成21年)「新版 注釈民法(6)物権(1)〔補訂版〕」211頁)」と主張している。

原告は、以上の主張に続けて、廃棄物と対比して、土地所有権の妨害について

9) 被告準備書面はこの後に以下の記述がある。「本件事故によって原告を含みきわめて多数の方々に多大なご迷惑をお掛けしており、被告としては、できる限りその被害の回復及び損害賠償に努力しているところであるが、一私企業としての限界があり、答弁書で述べたように、除染に関しては、国等による計画的な除染が実施されることになっている。」。

被告が損害賠償について触れた「準備書面1」は、第3回口頭弁論(2012年4月16日)に提出したものである。第4回口頭弁論(2012年5月25日)で、原告は損害賠償請求は予定していないと陳述している。1審判決は、損害賠償という手段があることを取上げていることからすると、妨害排除請求ではない解決手段が、裁判の審理の中で取上げられたのかもしれないが、訴訟記録では確認できていない。

主張する。すなわち、本件土地上の放射性物質は廃棄物に比べて危険性が高いことは明らかで、廃棄物が処分場以外での投棄が禁じられていて、所有権に基づく妨害排除請求の対象となることと対比すれば、「本件土地上に放射性物質をもたらすこと自体、本来禁じられるべきものであり、土地の利用状態にかかわらず原告の本件土地所有権に対する妨害となるものと言わなければならない。」とする。

⑤被告の主張：本件土地の評価額の試算提示

被告は、「準備書面 2」(2012 年 7 月 23 日)で除染費用についての試算を証拠として提出したことを、前記 2) ③で紹介した。被告はこの準備書面で、除染費用と比較する形で、本件土地の金額についても試算額を示している。評価の手法は、本件土地の近隣に被告が所有する雑種地の固定資産評価額からの試算と、本件土地の相続税評価額からの試算である。本件土地の総面積が 32 万 9822 m²であるとした場合に、前者の試算では 186 万 196 円、後者の試算で高く見積もった場合(評価倍率表の畑の場合の倍率を使用)で 1396 万 1365 円、低く見積もった場合(評価倍率表の原野の場合の倍率を使用)で 632 万 9284 円とし、多く見積もっても本件土地は「1400 万円程度」と考えられるとした。

この金額は、先に紹介した「現実的に可能な除染方法とその費用」として試算した 17 億 6100 万円(これは、除染費用 2 億 8900 万円、そして廃棄物処分費用 14 億 7200 万円(仮置場設置費や一般廃棄物処分場設置費を計上した金額)の合計額としている。)を示した後の、次の項目(「4 本件土地の評価額について」)で提示したのである。

⑥原告の最後の主張：被告が主張する「社会的妥当な範囲を大きく逸脱している」への批判

原告は、最後の「準備書面 2」(2012 年 8 月 31 日)で、被告による「社会的に妥当な範囲を大きく逸脱している」という主張の根拠を 3 つにまとめ、反論している。被告主張は、①除染には多額の費用を要し、原告の請求レベルまで放射性物質を除去できないこと、②本件土地は山林であり利用されないまま放置されていること、③本件土地の空間放射線量の線量レベルは低いこと、である。これに対して原告は、「本件では、一方的に被告の原子力発電所から生じた放射性物質が原告所有地に蓄積したため、土地所有権の妨害を排除すべく原告は本件土地所有権に基づく妨害排除請求権を行使しているにすぎない。このように、被告が一方

的に被害を生ぜしめているにもかかわらず、原告の適法な請求を社会的妥当性に欠けるなどと被告が主張すること自体、むしろ社会的妥当性を欠く主張であり、被告が、原告の請求について社会的妥当性につき主張すること自体を認めるべきではない。」と主張し、被告の主張は原告の請求を棄却すべき理由とはならない、として主張を終えている。

なお、被告最後の準備書面（「準備書面 3」（2012 年 10 月 12 日））は、先の 2）⑤で紹介した請求の不適法の主張だけで終わっていて、請求の社会的妥当性については言及していない。

4) 放射能汚染に関する当事者の主張・立証

①原告の主張・立証

原告が本件土地の放射能汚染に関して証拠を挙げて主張しているのは「訴状」である。原告は「訴状」で「本件土地の放射能汚染状況」について主張し、証拠として甲 2 号証、甲 3 の 1 号証から甲 3 の 10 号証、甲 4 号証を提出している。本件土地の汚染状況に関する主張の前に、甲 1 号証として「文部科学省と米国 DOE の航空機モニタリング結果（平成 23 年 5 月 6 日）」¹⁰⁾を提示し、測定実施日（平成 23 年 4 月 6 日～同年 4 月 29 日）における、福島第一原子力発電所から 80 km の範囲内の地表面から 1 m の高さの空間放射線量率、及び地表面に蓄積した放射性物質（セシウム 134、セシウム 137）の蓄積状況などについて説明している。

原告は、本件土地の放射能汚染状況について、空間放射線量率調査に加えて、土地の土壌試料を採取してのサンプリング調査を行っている。その上で、チェルノブイリ原発事故での放射能汚染との比較を行った結果について、証拠を提示して「訴状」で主張をしている。

本件土地の 7 地点の空間放射線量率測定の結果は、「地上 1 メートル地点での

10) 甲 1 号証は、文部科学省のホームページの PDF ファイルから抜粋したものである。この元になったファイルは、原子力規制委員会のホームページにある「文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について」（平成 23 年 5 月 6 日）と考えられる。本稿では以下の URL を参照（2016 年 2 月 8 日閲覧）。

http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/4000/3710/24/1305820_20110506.pdf

最高値は $0.915 \mu\text{Sv}$ であり、最低値が $0.475 \mu\text{Sv}$ であった。また、同一箇所の地表放射線量は、最高値で $1.145 \mu\text{Sv}$ であり、最低計測値は、 $0.642 \mu\text{Sv}$ である（甲2）」とする。地表1mの空間放射線量率については、判決で事実として認定されている（「第三 当裁判所の判断」の「二」の「(1)」）。

この空間放射線量率について、原告は、2009年度の「福島市双葉郡のサーベイメーターによる空間放射線量率調査」の数値（ 81 nGy/h ）を μSv に換算すると、 $0.0648 \mu\text{Sv}$ になるとし、「本件事故によって、本件土地は、地上1メートルにおいて平常時の14.1倍乃至7.3倍の、地表において17.6倍乃至10倍の放射量に汚染された。」と主張した。

本件土地上で採取した表面腐葉土、下草等の土壌試料について核種分析を行った結果と、それをチェルノブイリ原発事故の汚染と比較した主張は、以下である。

〈以下は、「訴状」からの引用〉

- ①サンプル No. 1 については、セシウム 134 が $12,640 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム 137 が $14,200 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム合計 $26,840 \text{ Bq/kg}$ が検出された（甲3の2）。
- ②サンプル No. 2 については、セシウム 134 が 856 Bq/kg 、セシウム 137 が 990 Bq/kg 、セシウム合計 $1,846 \text{ Bq/kg}$ が検出された（甲3の3）。
- ③サンプル No. 3 に関しては、セシウム 134 が $9,730 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム 137 が $11,100 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム合計 $20,830 \text{ Bq/kg}$ が検出された（甲3の4）。
- ④サンプル No. 4 に関しては、セシウム 134 が $7,570 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム 137 が $8,370 \text{ Bq/kg}$ 、合計 $15,940 \text{ Bq/kg}$ 、サンプル NO. 4-2 に関しては、セシウム 134 が $3,760 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム 137 が $4,300 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム合計 $8,060 \text{ Bq/kg}$ が検出された（甲3の5、6）。
- ⑤サンプル No. 5 に関しては、セシウム 134 が $18,300 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム 137 が $20,500 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム合計 $38,800 \text{ Bq/kg}$ が検出された（甲3の7）。
- ⑥サンプル No. 6 に関しては、セシウム 134 が 113 Bq/kg 、セシウム 137 が 129 Bq/kg 、セシウム合計 242 Bq/kg が検出された（甲3の8）。
- ⑦サンプル No. 7 に関しては、セシウム 134 が $5,600 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム 137 が $6,240 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム合計 $11,840 \text{ Bq/kg}$ 、サンプル NO. 7-2 に関しては、セシウム 134 が $1,210 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム 137 が $1,410 \text{ Bq/kg}$ 、セシウム合計 $2,620$

Bq/kg が検出された（甲 3 の 9、10）。

〈以上は「訴状」からの引用。〉

原告は以上の事実を主張した上で、「この数値をチェルノブイリ原発の数値に置き換えるために、Bq/kg を Bq/m²へ換算したところ、サンプル No. 5 においては、セシウム合計が、1,626 KBq/m²となり、チェルノブイリの第 1 地区（強制退去）に該当する。サンプル No. 1, 3, 4 については第 2 区域（一時移住）に該当している（甲 3 の 1、甲 4）。」とし、この「高濃度の放射線被害は被告の」事故によって生じたものであるとした。

本件土地の汚染状況を証明するために原告が提出した証拠は、原告の委託を受けて現地調査を行った株式会社 J 社の「調査報告書」（2011 年 8 月 4 日）（甲 2 号証）と、J 社が採取した土壌サンプルの分析をした株式会社 K 社の分析結果に関する「試験報告書」（2011 年 9 月 1 日）（甲 3 の 1 から甲 3 の 10 号証）である。それと本件土地のサンプリングを行った場所を示す「チェルノブイリ第 2 区域及び第 3 区域に該当する地図を示した図表」（株式会社 J 社作成）（甲 4 号証）で、本件土地の土壌採取地点と、チェルノブイリの地域区分との対照を示している¹¹⁾。「調査報告書」（甲 2 号証）は、2011 年 8 月 3 日の現地調査の報告書で、株式会社 J 社の調査担当者は、いわき市 L 町支所で線量計を借りて、自動車で移動しながら、同支所から現地まで汚染調査を行ったとしている。

②被告の主張・立証

本件土地の汚染状況について、被告側も現地調査を行って、それを証拠として提出して主張を行っている。先に 3) ③で主張の一部を紹介した。被告は「準備書面 1」（2012 年 4 月 16 日）で「本件土地の空間放射線量」について、被告が 2012 年 4 月 5 日に測定した空間放射線量率は毎時 0.34～0.86 μSv（乙 6 号証）であり、福島市役所での測定値よりも低いレベル（乙 7 号証）であって、政府の低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループが提示した提言（乙 8 号証）の数値よりも本件土地の線量レベルは低いレベルであるとした。低いレベルであるとする根拠として、以下のような主張を行っている。

11) 本稿のここでの記述では、チェルノブイリの地域区分などの表現は「訴状」と甲号証で使われている表現をそのまま使っている。

国際放射線防護委員会の 2007 年勧告は、①計画的に管理できる平常時（計画被ばく状況）、②事故や核兵器を利用したテロなどが発生した場合の非常事態（緊急時被ばく状況）、③事故後の回復や復旧の時期（現存被ばく状況）の 3 つに分けて、「現存被ばく状況（③）」における一般人の被ばく量について、年間 1 ないし 20 mSv を参考レベルとしており（乙 8 号証 10～11 頁）、また政府の開催する低線量被ばくりスク管理に関するワーキンググループにおいては、年間 20 mSv の程度の被ばくによる健康リスクは他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても十分に低いとした上で、除染の実施にあたっては、適切な優先順位を付け、年間 20 mSv の被ばくを受けると推計される地域においては、参考レベルとして 2 年後に年間 10 mSv、その後は年間 5 mSv を中間的な目標にすべきであること（かつ、この参考レベルは、被ばくの「限度」を示すものではないこと）等の指摘を含む提言がまとめられており（乙 8 号証 19～20 頁）、このレベルよりも本件土地の線量は低いレベルであるとした。この線量レベル評価についての原告反論は前記 3) ④で紹介してある。

被告が提出した乙 6 号証（注 7）参照）は、本件土地の状況と、本件土地の放射線量率測定結果を示すものである。線量測定は、乙 6 号証に添付されている図面からは、原告の甲 4 号証の図面に示されている原告測定地点の近くで測定したものと考えられる。測定結果（4 か所で地上約 1 m の高さで 2 回計測）は、以下のよう記されている。

- A—1 毎時 0.38 μ Sv
- 2 毎時 0.34 μ Sv
- B—1 毎時 0.58 μ Sv
- 2 毎時 0.54 μ Sv
- C—1 毎時 0.83 μ Sv
- 2 毎時 0.86 μ Sv
- D—1 毎時 0.59 μ Sv
- 2 毎時 0.61 μ Sv

この計測地点と原告の上記測定地点との位置関係は次のようになると考えられる。原告の土壌サンプリング調査の近くの場所での測定と推測されるが、同じ場所かどうかは確認できていない。

Aは④のサンプル No. 4 の採取地の近く。Bは⑤のサンプル No. 5 の採取地の近く。Cは⑦のサンプル No. 7 の採取地の近く。Dは①のサンプル No. 1 の採取地の近く。

なお、本件土地の状況の記述で、被告は乙6号証の添付図面を参照しているが、使用している図面は、いわき市役所の放射線量測定マップの地図、「みんなの知識ちょっと便利帳」、「マピオン」などの地図であり、インターネット上で入手した地図に書き込みをしたものである。その図面では、本件土地が山林であることが航空写真から分かり、またM小中学校との位置関係（小中学校の東約500mから始まる山林の一部が本件土地であること）、およびM地区のM集会所の位置も示されている。

(2) 「いわき市放射性物質除去請求事件」2審の裁判

原告は1審で請求が棄却されたので、2012年12月4日、東京高等裁判所に控訴した（事件番号は、東京高裁平成24（ネ）8210号）。東京高裁民事8部（高世三郎裁判長）は2013年6月13日に請求却下の判決を下し、同判決は確定した。却下の理由は、控訴人（原告）請求で作為の内容が特定されていないことである。なお、作為の内容の特定については、当事者双方が高裁段階で提出した控訴理由書・答弁書・準備書面では取上げられていない。当事者の主張は、1審判決の権利濫用についての判断に関する内容であり、口頭弁論は2回行われただけで審理が終了し、第3回口頭弁論で判決が言い渡されている。東京高裁は、1審での当事者の準備書面と証拠をもとに判断したと考えられる。東京高裁が引証している被告証拠は、すべて1審で提出されたものである。

判決が判例集などに記載されていないので、東京高裁の却下の理由を以下に整理して紹介する。なお小見出しは、筆者が整理のためにつけたものであり、判決文に記載されているのではない。

1) 高裁判決「第3 当裁判所の判断」の「1」での判断内容

東京高裁は、以下のような5つの根拠を示して、裁判において被告に請求する具体的な作為について原告が内容を特定していないことを理由に、訴えが不適法であるとした。

①森林除染の方法が未確立であること（作為の特定の必要性の根拠）

本件の訴訟物は「所有権に基づく妨害排除請求権という抽象的な権利それ自体ではなく、権利としての根拠及び性質がこのようなものであるということを前提に、本件土地の所有権の妨害者である被控訴人に対して、妨害を排除するための一定の作為を請求する具体的な権利にほかならない。森林等における有効な除染方法についてはいまだ試行錯誤の段階を脱していないことは後記のとおりであるから、控訴人としては被控訴人に対して求める作為の内容を特定する責任があるというべきである。」とする。

②確定判決の強制執行が実際に可能であること

上記のような具体的な権利は、「確定判決を債務名義とする強制執行により実現されることになる。したがって、そのような具体的な請求権を行使しようとする以上、単に所有権に基づく妨害排除請求権が抽象的に発生することを基礎づける原因事実について主張・立証するだけでは足りず、請求が認容された場合にその判決に基づく強制執行が実際に可能であることが証明されることを要する。」とする。

③通常の廃棄物処理事例との違い（除去物質の最終処分までの方法が未確立）

「放射性物質によって汚染されていない建物の取去を命ずる判決、目的物の撤去を命ずる判決であれば、取去された建物、撤去された目的物は一般の廃棄物又は産業廃棄物として焼却され、又は廃棄物処理場に埋立処分されることになるから、その判決に基づく強制執行が実際に可能であることは既定の事実として取り扱われ、改めて証明を要するものではない。これに対し、本件請求に係る債務は本件土地について除染作業を行うことを内容とするものであり、本件土地について除染作業を行うことにより仮に放射線量を下げることができたとしても、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を他所に移転すればその場所の放射線量を上げることになるから、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を暫定的に貯蔵する中間貯蔵施設や最終的に処分するための最終処分場等の施設を確保して放射線による被曝を適切にコントロールすることが不可欠である。しかるに、現状では、仮に本件請求を認容した場合に、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等をどこにどのような態様で暫定的に貯蔵し、又は最終的に処分するのか、その方策自体いまだ確立

しておらず、中間貯蔵施設や最終処分場等の施設が現に確保されているわけではないことは後記のとおりである。そうであるとすれば、本件請求はいまだ現実的な執行方法が存在しない請求というに帰する。」とする。

④放射性物質の除去方法・技術の特定の必要性

「控訴人は、妨害排除行為としての放射性物質を除去する方法は、除染に関する技術の進歩により将来的に変わり得るのであり、被控訴人が実際に除染する時点で最も効率的な方法が選択されれば足りるから、控訴人が請求の趣旨において除染の具体的方法まで特定する必要がない旨主張する。しかしながら、仮に作為請求を認容する判決がされたとすると、請求の趣旨において実現可能な執行方法が一義的に明らかにされていない場合は、代替執行（民事執行法 171 条）にせよ間接強制（同法 172 条）にせよ、当該認容判決に基づく強制執行は不能に帰することになるところ、そのような訴えは、当初から執行不能の行為を被控訴人に求めるものというほかに、不適法といわざるを得ない。」とする。

⑤抽象的不作為請求とは違うこと

「控訴人は、騒音・振動等の差止請求訴訟の場合と同様、請求の趣旨において執行方法を明示する必要はないとも主張するが、抽象的不作為を求める訴えについては、禁止される行為の結果が特定されることによって実現可能な不作為義務の具体的内容が合理的に限定されることがあり、そのような場合には請求の特定に欠けることはないといわれるにすぎないのであって、被控訴人に具体的な作為を求める本件訴えには妥当しない。」とする。

⑥結論

以上のように判断した上で、「控訴人は、被控訴人に対し、本件土地について一定レベルまで放射性物質の除去行為すなわち除染を求めるものの、その具体的方法を示すことをしないのであって、仮に本件請求について認容判決がされたとしても強制執行をすることができないことは明らかであるから、現在どの程度までの除染可能性があるかなど、その余の点について検討するまでもなく、本件訴えは、被控訴人に求める作為の内容が特定されていない不適法なものといわざるを得ず、却下を免れない。」とした。

2) 高裁判決「第3 当裁判所の判断」の「2」での森林除染についての事実評価
上記1)のように結論した上で、高裁判決は、森林除染に関する事実評価につ
いて以下のような判断をしている。

①福島県農林水産部の除染方法の目標値

原子力災害対策本部「除染に関する緊急実施基本方針」(乙4号証)に基づいて、
2012年2月「生活圏の森林除染に係る暫定技術指針」が策定されて、森林等につ
いての具体的な除染方法が示された(乙10号証)が、「同指針における除染の目
標は、追加被曝線量が年間1 mSv(空間線量率毎時0.23 μ Sv)以下とするもので、
控訴人の請求する本件事故前における自然由来の放射線レベル(空間線量率毎時
0.046 μ Sv)には遠く及ばないものである。」と、判決は判断している。

②環境省の水・大気環境局除染チームのモデル事業

2012年6月の「警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル実証事業」最
終報告書によれば、「森林の除染方法について、落葉樹林・針葉樹林とも、「下草
刈り」と「当年落葉層の除去」に加え、「リター層(落葉層と腐葉土層)の除去」
まで実施すると、表面線量率及び表面汚染密度の低減に一定の効果が認められ
たものの、リター層を除去すると、降雨により表層が浸食され、斜面の安定性を確
保できなくなるおそれがあるため、適用不可能な場所があることが指摘されてい
る。また、田村市地見城地区・楡葉町南工業団地・南相馬市金房小学校周辺の各
森林において実施された除染の効果を比較すると、この中で最も手厚い除染方法
である下草刈り、落葉除去、表土剥ぎ等を実施した南相馬市金房小学校周辺の森
林でさえ、除染前の空間線量率毎時1.6 μ Svから1.2 μ Svに低減させるにとどま
っていた(乙12)。」と、判決は判断している。

③中間貯蔵施設をめぐる動き

判決は、「なお、福島県では、除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃
棄物の量が膨大になるため、現時点で最終処分する方法を明らかにすることは困難
としつつ、最終処分するまでの間、これらを安全かつ集中的に管理・保管するた
めの中間貯蔵施設を同県内に設置することにし、同県知事は、平成24年11月、
環境省において策定した中間貯蔵施設の整備に係る工程表に基づいて、同施設設
置のための調査受け入れを表明した。そして、平成25年4月以降同調査が実施
されている。」と判断している。

④結論

以上に続けて判決は、「これらの点に徴すると、森林等における有効な除染方法については、いまだ試行錯誤の段階を脱していないといわざるを得ず、また、現実的に実施可能なものと認識されている上記の除染方法を実施する場合においては、放射性物質を含む落葉や土等除去した大量の物質を処理するため、仮置場の設置その他の手当てが必要となるところ、放射性物質の中間貯蔵施設設置について福島県知事が調査の受け入れを表明したことを受け、本年4月から現地調査が開始されたばかりであって、中間貯蔵施設の設置及びその利用方法等について抽象的・包括的なスキームこそ示されたものの、具体的・実際的な実施要領等が示されていない段階にあることに鑑みれば、現時点においては、本件土地のような森林等についての除染方法は確立されていないとみるのが相当である。」とする。

そして続けて判決は、「控訴人は、除染の効果に関し、1回の除染作業で十分な効果が得られなければ、繰り返し除染作業をすればいい旨主張するが、上記のような除染方法を数回繰り返したとしても、控訴人の請求するレベルまで放射性物質を除去することが可能であるとはいえない。また、除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壤等の管理及び処分の方策が確立しているともいえない。」とし、「そうすると、控訴人が本件訴えにより被控訴人に対して求める作為の内容は特定されていないというべきであり、その他控訴人が原審及び当審で主張する点をすべて考慮しても、上記の判断は左右されない。」として、控訴人の本件訴えは不適法であるからこれを却下するとした。

3 「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判での放射能汚染問題に対する認識と問題点

2審の東京高裁は、本件の訴えの適法性の判断で裁判を終えているので、本件事件での放射能汚染問題に関して直接の判断をしていない。なお東京高裁判決が本件土地の放射能汚染について認識していないのではないことは、2(2)1)③の判断で示されていると考える。すなわち、本件土地の汚染された土壤等の最終処分施設等に関する判断のところ、「本件土地について除染作業を行うことにより仮に放射線量を下げることができたとしても、上記除染作業により生じた放射

性物質により汚染された土壌等を他所に移転すればその場所の放射線量を上げることになる」としており、本件土地の土などの汚染が深刻であることを認識していたと考えられる。

(1) 裁判における放射能汚染の「除去方法」に対する認識と問題点

1) 1 審裁判の「除去方法」に対する認識と問題点

原告と被告が放射能汚染の除去方法についてどのように主張したのかは、2 (1) 2) で紹介した。原告は、除染方法については、被告が効率的な選択をすればよいとして、被告が決定すべきことと主張した。一方被告は、政府の策定したガイドラインなどの文書と、行政の実証事業などの報告文書を中心に、除去方法が試行錯誤であったとした上で、2 (1) 2) ③で紹介した除染費用の試算報告書(乙 11 号証。注 4) 参照) を証拠提出している。被告は同報告書で、除染の費用と、仮置場設置費と一般廃棄物処分場設置費を計上している(2 (1) 3) ⑤を参照)。したがって、具体的方法を策定する能力が被告にあることは示されていたと言える。

1 審判決は、2 (1) 1) で紹介したように、原告が請求する空間放射線量率まで「除染することがおよそ不可能であるとまで認めるに足りる証拠はない」としており、被告が提出した乙 11 号証を評価したと考えられる。被告の、政府などの行政文書を根拠として除染方法が試行錯誤中であるという主張を受け入れ、判決は、原告請求の空間放射線量率まで「低減させるのには相当な困難が伴うことが予想され、仮にそのような作業を実施するとしても、その費用は毎時 0.23 μ Sv まで低減させる作業よりもさらに高額な費用を要すると考えられる。」とした(「第三 当裁判所の判断」の「二」の「(2) ア」)。被告が提出した試算報告書が、「毎時 0.23 μ Sv まで低減」する作業で費用見積もりが行われていることを前提としている。

1 審判決は、被告費用と原告利益との比較考量の前提として、以上の判断をしたのだが、原告が請求する空間放射線量率までの汚染除去方法について求積明は行ったのだろうか。原告は、一度の除染で不可能でも、数値に達するまで継続すればよい、と主張したのだから(2 (1) 2) ④)、被告に除染方法の再度の策定が裁判では求められるべきだったと考える。除染方法と到達数値基準との関係については、1 審判決は、政府が定めた「基本方針」(乙 5 号証。注 6) 参照) を事実

認定しているので、そこで汚染除去の到達基準についての検討は終わったと考えられる。しかし、原告が主張している、除去の継続という方法があるのかどうかを検討することは、被告が証拠提出した報告書での方策と試算金額について比較・検討を行うことを可能にするから、被告主張の合理性を判断するためには重要な立証作業となる。本件裁判の請求内容である土地の汚染除去方法に関して合理的かつ適切な法的判断をするためには、重要な根拠事実を明らかにする作業であるから、それがなされなかったことは、訴訟進行に問題のある裁判だったと考えられる。

2) 2 審裁判の「除去方法」に対する認識と問題点

2 審判決は、2 (2) で紹介したように原告が請求における作為の特定を行っていないとし、その前提として政府が実施している森林除染についての取組み状況や除染物質の最終処分までの方法を判断根拠とした。被控訴人（被告）に対して、被控訴人自身の取組み方法について明らかにすることを求める作業は、2 審裁判では行われていない。2 審では、除染方法についての具体的な主張立証を当事者が行わずに、審理が終わったのである。

2 審での当事者の主張を確認しておく。被控訴人（被告）「答弁書」は、1 審判決を引用しながら、1 審での主張を述べているだけである。被控訴人の「準備書面 1」（2013 年 4 月 30 日）は、被控訴人の責任に関する控訴人の主張に対する反論だけである。一方、控訴人（原告）は、「控訴理由書」（2013 年 1 月 24 日）では、1 審判決の「権利濫用」の判断に対する主張を中心とし、除去方法については取上げていない。「準備書面」（2013 年 4 月 23 日）でも、1 審の権利濫用の判断に対して、被控訴人の津波予想義務違反や事故防止の回避策懈怠などと、原発事故後の対応などを指摘して、被控訴人の責任に関する主張を行い、また放射性物質対処特別措置法が「被控訴人の個別責任を免責するものではない」ことなどを主張しているが、除染方法についての主張はない。

なお控訴人（原告）は、被控訴人（被告）が放射性物質の除去についての取組みをしていないことを問題とし、上記「準備書面」で次のように主張した（「第 2」の「4 東電は原発事故にどのように対応すべきか」）。すなわち、被控訴人（被告）は「電力喪失による炉心損傷について認識しており、炉心損傷によって生じ

た放射能汚染について全責任を負わなければならない。そうであれば、自ら生じさせた炉心損傷による放射能汚染除去のロードマップを自己の責任において作成し、自己の責任で実行しなければならない。」と主張している。

2 審裁判では、第 2 回口頭弁論（2013 年 5 月 7 日）で、控訴人が上記「準備書面」の陳述を行って、そこで弁論終結とされ、第 3 回口頭弁論（同年 6 月 13 日）期日に判決が言い渡されている。東京高裁が、控訴人に対して、除去方法の立証について求釈明を行ったのかどうかは、不明である。第 1 回口頭弁論が 2013 年 3 月 5 日であることも考えると、2 審裁判の判断過程は性急なものだったと考えられる。控訴人（原告）が上記のように被控訴人（被告）が、「放射能汚染除去のロードマップを自己の責任において作成し、自己の責任で実行」すべきと主張している以上、その主張との関係で、裁判所は、被控訴人に対して回答となる方策と試算の報告書の提出を求め、除染方法の特定作業を進めることができたと考ええる。このような作業を裁判で行うことは、本件が私人と私人の間での私法上の紛争である以上、私人間の争いを解決するために存在する民事裁判の役割からすると、必須の訴訟進行だったはずである。

(2) 1 審裁判の放射能汚染問題に対する認識と問題点

1) 1 審裁判の「放射能汚染」に対する認識と問題点

原告は、本件土地の放射能汚染について、空間放射線量率と土壤汚染のサンプリングデータの 2 つを示した。被告は、現地で空間放射線量率の調査を行って証拠を提出したが、土壤汚染については反証を挙げていない。1 審判決では、空間放射線量率に関する判断だけが示されており、原告の土壤汚染に関する主張について、判決は事実認定の対象としていない。ただ、土壤汚染の問題について裁判官も認識していたことが示されている部分がある。判決が、権利濫用の結論の根拠づけで本件請求の社会的影響を判断しているところ（「第三 当裁判所の判断」の「二」の「(2)」の「イ」）である。

判決は、政府の「基本方針」が示すように除染作業については優先順位があるとした上で、「除染を行う地域の選定や除染方法、除去した土壤の処理などに関してきめ細かい措置を実施すべきことは、高度な社会的要請でもある。しかるに、必ずしも優先順位が高い土地であるとは認められない本件土地に係る本件請求を

認容した場合には、優先度の高い箇所の除染作業に遅れを生じさせたり、除染後の残土（なお、本件土地の面積は合計約 27 万 m² であり（本件前提事実（1））、除染を実施した場合の残土は相当量に上ることが予想される。）を処理する場所が確保できずに二次汚染の危険を生じさせたりするなど、公共の利益を害することも想定される。」と判断しており、本件土地からの除染後の残土の二次汚染の危険性が指摘されているから、本件土地の土壤汚染は認識されていたと考えられる。

ところで、2（1）4）①で紹介したように、原告は、本件土地上で採取した土壤サンプリングの分析結果を証拠として提出し、「訴状」でチェルノブイリ事故の際の「強制避難地域」に該当するセシウム合計値が検出されるなど、土壤汚染が深刻であることを主張している¹²⁾。判決はこれについての判断を行わなかったが、妥当であろうか。原告の証拠の信ぴょう性について被告は争っていないから、これを事実と裁判所が評価したとすれば、本件土地の放射能汚染を空間放射線量だけで判断してよいのだろうか。土壤汚染の検査のために原告側がサンプルを採取した場所のなかで、最も土壤汚染の高い値が出たサンプル No. 5（2（1）4）①を参照）の採取場所である林へ入るために、原告の調査委託を受けた者は、「赤道」（公団道路）を通っていることが「調査報告書」（甲 2 号証）に記されている。本件土地の側を通っている市道から「赤道」へ調査者が入っていることが記されている以上、人が入るための道のある山林空間であることは明らかである。したがって、人の立ち入る可能性がある土地の土壤汚染データについて、裁判では、正確な検証と、その汚染影響の評価が行われるべきであったと考える。

判決は、空間放射線量率に関する判断では、福島市役所での測定データと本件土地の測定データを比較しており、前者が人口密度の高い場所であることを考慮していることが示されている。そして、福島市役所での測定データよりも低いことに加えて、本件土地は「現時点において、日常生活や経済活動の場として使用されておらず、今後の使用方針についても明らかではない」とした上で、本件土

12) 原告の主張は、セシウム 134 と 137 の合計値による比較となっている。なおチェルノブイリ事故の基準は、以下の文献では、セシウム 137 の数値となっており、本件証拠のセシウム 137 の数値からは、チェルノブイリ事故の「強制（義務的）移住地域」の基準に該当すると考えられる。今中哲二『低線量放射線被曝 チェルノブイリから福島へ』岩波書店、2012 年、47 頁を参照。

地を取得した後長期間にわたり使用していなかったことも考慮すると、土地を使用しなければならない「差し迫った必要性があるとは認めがたい状況にある」としている。しかし、本件土地への人の立入りを防ぐ措置が存在しない場合には人の立入りは可能であるから、人の健康への影響が無い空間であることは保証されていない。それに加えて、福島市役所は山林と同じ土地条件とは考えられない。本件土地のように表面腐葉土や下草が存在している「土」の土地ではなく、コンクリートで「土」がおおわれていることが福島市役所の所在場所の特徴である。本件土地の土は、水や空気によって飛散・拡散する可能性があり、比較検討対象が適切とは考えられない。

2) 1 審裁判の「汚染」リスクに対する認識と問題点

1 審判決は、放射能汚染が持つリスクについては、判決文の終わりに近いところで、2012 年 4 月段階でも政府の「基本方針」が長期目標とした「追加被ばく線量年間 1 mSv よりも高い」としているところ以外には、取上げられていない。

1 審での当事者の主張については、先に (1) 4) で原告主張と、被告主張（低線量被ばくの発がんリスクが低いこと）とを紹介したが、放射能汚染がもたらす健康に対するリスクについては、当事者の主要な主張事項とはなっておらず、立証作業は行われていない。本件土地が利用されていないと判断されるような状況だったという土地の現実、そして本件土地の所有者が神奈川県に事務所のある法人であること、さらには裁判の当事者双方が本件土地の所在する空間との関わり方や地域社会の人々との間の関係性などの諸事情が、裁判での争点事項と関係していることが想定されるが、訴訟資料からは明らかではない。

3) 1 審裁判の汚染「土地」空間に対する認識と問題点

1 審判決は、本件土地は登記簿上は地目が山林あるいは原野とされていて、本件土地のほとんどが雑木林の山林である、と認定している。これは被告が提出した乙 6 号証を引証しての判断である。ところで、本件土地が山林であるとしても、上の 1) で指摘したように大型車両が通行する市道から「赤道」を通って人が入る空間としての山林であることに留意した上で、判決では本件土地の周囲についてどのような空間と判断されているのか。これについては、判決は最後のところ

で、M小中学校が「本件土地の西側約五〇〇メートル先に」あることを取上げている。この小中学校の所在地と本件土地との位置関係については、2(1)4②の最後に紹介したように、被告提出の証拠（乙6号証）が示している事実である。原告は、この位置関係については取上げていない。

ところで、被告が提出した乙6号証の添付図面では、M小中学校以外に地域のM集会所の位置も示されている。同集会所は小中学校から東に直線で約400m余りに位置するもので、本件土地に近接している。被告提出の地図図面は、マピオンなどのウェブ上で見られるものである。したがって、本件土地の周辺空間がどのようなものであるのかについて、小中学校よりも近い所に、商店や集会所が本件土地に近接して存在していることは、裁判においても容易に分かったはずである。

乙6号証は、被告側弁護士1名と被告企業の社員2名が現地へ行って調査した報告書であり、空間放射線量率を測定した4か所の中には、近くに農地や住宅があり、また養魚場と食堂があることを、現地に行ったのであるから被告側は間違いなく認識したはずである。本件土地には、大型トラックが通れる市道と県道とに囲まれた土地が含まれている。その市道の入り口のところには、「ここはスクールゾーン注意最徐行!!」という黄色い看板が立っており、看板は、交通安全協会A支部とM小中学校交通安全母の会が設置したものである（2015年12月24日現地で筆者が確認）。その看板の近くには集落がある。この看板のある市道入り口から入って700m位のところで、乙6号証の測定(C)が行われたと考えられるので、本件土地が通学路として使われている可能性があることは、被告側は認識していたと考えられる。さらには、地図で所在が示されている地域のM集会所のすぐ近くに商店があることも、認識可能だったと考えられる。その商店の近くに「山ノ神」の鳥居があること、そしてその鳥居をくぐって階段を上げれば祠があり、その周囲の山が利用されていたことは容易に知ることができたはずである。

裁判では、本件土地が、上のように人が住み、農地を作り、山仕事をし、川魚の養殖と食堂を営み、商店があり、地域の人が集まる集会所に近接している、そういう空間の中にある山林であることは、当事者の主張立証では、上記被告の証拠（集会所の位置を示した図面）以外では取上げられていない。ゴルフ場計画

がとん挫し、その後、ゴルフ場予定地は事実上放置されてきたという被告主張を、1 審判決はそのまま受け入れただけと考えられる。判決は、係争地が山林と原野であるという登記簿の地目を前提にしているが、原野という言葉から連想する土地の特徴は人と関わりのない空間であろう。しかし、現地を見れば、決して、人と関わりのない空間とは言えないことはすぐ分かる。本件土地の所在地が四方に道路を持つことは、被告証拠からも分かる。そもそもゴルフ場建設が予定されていたことを考慮すれば、人のアクセスが難しいような原野であることは想定できないであろう。客のアクセスが困難な場所に営業用の施設を作るとは考えにくいからである。

上記のような本件土地の周辺の状況は、次の 4) でも検討するが、裁判での判断には重要な考慮事情であったと考えられる。しかし、原告は本件土地の周囲の事情は主張立証で取上げていない。被告は、証拠作成のために現地調査を行って上記の周囲の状況は知っていたはずであり、だからこそ被告証拠で小中学校と地域の集会所が示されていたのではないか。本件土地周辺の道路は、小中学校への道路ともつながっている。そのような証拠が被告側から提出されている以上、本件土地の周辺の土地利用状況について求釈明が裁判ではなぜ行われなかったのであろうか。訴訟記録からは分からない。

4) 1 審裁判の「放射能汚染問題」に対する認識と問題点

1 審判決は、上記 1) のように本件土地の放射能汚染の存在を認めながら、原告の請求は権利濫用であるとした。判断の根拠は 4 点からなる。全体として、2 (1) 3) ③で紹介した被告の主張に沿った判断となっている。

第 1 に、除去費用と本件土地価格の比較判断である。被告が試算した空間放射線量率を毎時 0.23 μ Sv まで低減させる費用を前提に、さらにそれよりも低い線量率にすることを求める原告請求からは、被告試算よりも「さらに高額な費用を要すると考えられる。」と判断している。ただし、さらに高額になることの立証は裁判では行われていないから、裁判官の推論である。

第 2 に、社会的影響について、「必要性の高い地域から優先的に除染作業を行うべく除染計画を策定し」、地域選定や除染方法、除去土壌の処理などに関して「きめ細かい措置を実施すべきことは、高度な社会的要請で」あるが、優先度が高

い土地と認められない本件土地について請求を認容した場合には、「優先度の高い箇所の除染作業に遅れを生じさせたり」、除染の残土の処理する場所が確保できずに二次汚染の危険を生じさせたりするなど、「公共の利益を害することも想定される」とした。しかし、判決が取上げているこれらの影響に関して、被告に対する請求を認めた場合の発生可能性について具体的な立証は行われていないから、これも裁判官の推論である。

第3に、本件事故によって本件土地の経済的価値が下落することで損害を被った場合には、損害賠償を求めることが可能であり、その手段として訴訟を提起するという方法だけではなく、原子力損害賠償紛争解決センターの利用という方法もあるから、損害は「実質的に填補されうるもの」と考えられるので、本件請求を認めなかったとしても本件土地の所有権侵害について「回復の手段が閉ざされることにはならない。」とした。しかし、原告は本件訴訟で賠償請求をしないことを、第4回口頭弁論で明らかにしている（注9）参照）。判決の論理は、被告主張をそのまま受け入れた内容となっている（2（1）3）③参照）。なお、判決が示した損害賠償の請求手続き（原子力損害賠償紛争解決センターの利用）での解決については、当事者は主張立証をしていない。1審判決は具体的な損賠賠償の内容についての判断を示していないが、これは原告が請求していないから、当然であろう。しかし、金銭賠償で損害が「実質的に填補されうる」とするが、本件土地が放射性物質で汚染された状況は、長期間にわたって変わらないと考えられるのであるから、土地の汚染が継続している間に生じる土地の損害について明らかにすることなく、土地の損害が「実質的に填補されうる」とした裁判での判断に法的根拠があるのか。判決でも、被告の主張立証でも示されていない。

第4に、本件土地から約500mのところの小中学校があることが考慮されているが、これは権利濫用という判断に影響を与えない事実として判決では評価されている¹³⁾。ところで、被告は「答弁書」で、政府の原子力災害対策本部が策定し

13) 郡山市内の小中学校の児童生徒が、原発事故による低線量の放射線に長期間にわたって継続的に晒される場合に、生命・身体・健康に対する被害の発生が危惧されるとした裁判がある。判例データベース「Westlaw JAPAN（日本法データベース）」に記載されている、仙台高裁平成25年4月24日決定である（事件番号は平24（ラ）12号。仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件で、抗告は却下された。）。同決定の「第3 当裁判所の判断」の「3（3）ウ」では、学校施設の除染作業が進められているが、十分な

た「市町村による除染実施ガイドライン」(乙1号証)を挙げて、「具体的には、家屋・庭、道路などの生活圏、特に子どもが利用する学校、公園などの施設における除染は優先順位が高く、森林については生活圏に近い部分の除染が効果的と想定されます。」と記載されているとし、これを根拠に、土地の使用収益の状況によって除染の必要性の程度は異なると主張した。「答弁書」は2011年12月に提出されているが、その後、被告側は2012年4月に現地調査を行って、さらに証拠を提出して、小中学校の位置を示したのである。

上記3)で指摘したように、本件土地に近接して家屋・庭、道路があり、生活圏に近いところに本件山林はある。道路は大型トラックが通行できる交通路であり、しかも通学路でもある。これらについて本件土地の現地調査を行った被告側は知悉していたと考えられるが、提出した証拠(乙6号証)では取上げていない。一方、原告も現地調査を委託して行い、その調査報告書を証拠(甲2号証)として提出している。原告から委託されて調査を行った者も本件土地の周囲の状況は知っていたはずである。その報告書には「道路わきで空間線量が0.9 $\mu\text{Sv/h}$ ぐらいの値が出た」ことが記されているが、本件土地の周囲の地域環境については記述がない。2(1)3)③で、被告が所有権に基づく妨害排除請求権の行使について、「権利行使の限界の判断にあたっては、侵害行為の態様、被侵害利益の性質と内容、地域環境等を総合的に勘案して決すべきものである。」と主張したことを紹介した。ここにある「地域環境等」の主張について、裁判で争点化されなかったのはなぜなのか、疑問が残る。

成果が得られていないとし、その主な理由の一つとして「校庭外から飛散する放射線(ガンマ線)の影響が挙げ」られているとし、そして「ガンマ線は100メートル以上離れたところから飛来するため、ある場所の放射線量を下げするためには半径数百メートルの地帯一帯を除染しなければならないとされており(甲103の13頁)、学校周辺すなわち地域全体の除染が実施されなければ学校内の放射線量も下がらない」と結論されている。なお同データベースに記載されている「決定」文の内容確認はできていないが、その事情については後の注22)を参照されたい。

この仙台高裁決定の判断と対比した場合、本件土地から約500mに小中学校が位置していることは、本件土地の除染の必要性を補強する評価事実として裁判では考慮されるべきだったと考える。しかし、裁判での当事者の主張では、近在の小中学校は取上げられておらず(本文2(1)を参照されたい。)、裁判官も除染の必要性を補強する事実としては取上げなかったのである。

以上の1審判決の判断内容からは、土地所有者の所有権に基づく妨害排除請求を認めない代わりに、金銭賠償で解決できるという、金銭評価での価値判断が根本にあることが分かる。1審判決への評釈として、不動産判例研究会「最近の不動産関係判例の動き」（長友昭執筆）（『日本不動産学会誌』第27巻第1号、114～115頁）がある。この評釈は、東京地裁判決では権利者（原告）の「害意はほとんど考慮されていない。」とした上で、「客観的要件のみを重視すると、現状を覆すのには金がかかるという場合には権利行使が認められなくなるという権利行使の不要な制約（権利濫用の濫用）を生じる可能性があり、注意が必要である。」とする。そして、「本件のように他人（Y）からの侵害の排除が権利濫用となる場合には、排除（除去）の請求そのものが否定される。」という権利濫用の効果の問題点が指摘されている。1審では、権利濫用判断における主観的要件（原告に害意があるか）は、争点事項とはなっていない。原告は2審の控訴理由で「害意」が権利濫用の成立要件であることを主張している。1審の訴訟記録からは、本件での原告の「害意」については裁判の審理対象になっていなかったと考えられる。

以上を踏まえると、単純な金銭的評価だけで「権利濫用」の法的判断を行った判決と考えられ、長期間継続する、そして空間的に広がりを持つ放射能汚染問題について、具体的な認識を深めることが不十分な裁判だったと言える。しかも、個別の私的紛争である本件事件で、被告の汚染除去に関する負担能力については具体的な主張立証はなされていないことも考えると、審理不十分な裁判と評価すべきである。上記の第2で紹介したように、判決が除染作業において「公共の利益」を前提とするのであれば、本件土地周辺の地域の生活や学校教育を視野に入れ、汚染除去の必要性を「地域環境等」との関係で審理することは、必須だったと考えられる。

(3) 2審裁判の放射能汚染問題に対する認識と問題点

1) 2審裁判の「汚染」リスクに対する認識と問題点

2審判決は、3の冒頭で書いたように、本件土地の土壌による放射能汚染については認識していたと考えられる。判決は、放射能汚染のリスクに関しては、被控訴人の主張として（「2 本件の争点及び争点に対する当事者の主張」の「(3)

本件請求の権利濫用該当性)、空間放射線量のレベルが福島市内の計測値よりも低く、国際的な合意に照らしても、この程度のレベルでは放射線による発がんリスクが他の要因に基づくリスクよりも小さいことを、主張内容として記述している。しかし、判決の判断事情としては具体的に取上げていない。2審では、却下判決となる訴訟進行から、裁判での検討対象にならなかったと考えられる。

被控訴人(被告)は、1審で提出した「準備書面1」(2012年4月16日)(2(1)4)②参照)で上記を主張したが、2審でも「答弁書」(2013年3月5日)で、控訴人(原告)の「控訴理由書に対する反論」のところで以下のように主張している。すなわち、「本件において控訴人が侵害行為として問題としているのは、本件土地における放射性物質の存在であり、その空間放射線量率(地上約1m地点で計測)は、「平成23年8月3日時点で毎時0.475ないし0.915 μ Svであり、平成24年4月5日時点では毎時0.34ないし0.86 μ Sv」であるが、その数値は毎時1 μ Sv前後を推移している平成24年3月時点における福島市の空間放射線量率(福島市役所地点における計測値)よりも低いのである(原判決5頁)。」とした。その上で以下のように主張している。

すなわち、「毎時1 μ Svの線量を1年間浴び続けると積算線量は8760 μ Sv(8.760mSv)となるが、『国際的な合意では、放射線による発がんリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい』とされており(乙第8号証の4頁)、また、『放射線と他の発がん要因等のリスクとを比較すると、例えば、喫煙は1,000~2,000mSv、肥満は200~500mSv、野菜不足や受動喫煙〔14〕は100~200mSvのリスクと同等』とされていることからすると(乙第8号証の9頁)、『所有者において侵害を受忍すべき特別の事情』が存在するとみるべきであるし、その『除去』を求めることができない場合に該当すると考えるべきである。」とした。ここで引証されている乙8号証は、1審で提出した証拠であり(注8)参照)、被控訴人(被告)側の新しい主張ではなく、1審の準備書面では抽象的に書かれていた放射能汚染の健康に対するリスクに関する被告主張を具体的に書いただけと言える。

裁判では、被控訴人(被告)は、本件土地の汚染レベルが低いことを示すための間接事実として放射能汚染が健康に与えるリスクに関する主張をしたが、その

主張について裁判所は直接的な判断を下さなかったのである。

2) 2審裁判の「放射能汚染問題」に対する認識と問題点

2審判決は、放射能汚染について一定の認識を持ちながら、本件土地の放射能汚染問題については直接の判断をしていない。政府の取組み状況を根拠に、森林等の除染方法が試行錯誤の段階にあり、除去物質の最終処分までの方法が未確立であることから、原告側で汚染原因者に求める作為の具体的な内容を特定しなければならないとして、本案（放射性物質除去請求の可否）の審理に入らなかったのである。本件の被告自身の取組み状況については検討されていない。

2審判決は、本件は抽象的不作為請求ではなく、具体的作為を求めるものとした。2(2)1)⑤で紹介したように、「抽象的不作為を求める訴えについては、禁止される行為の結果が特定されることによって実現可能な不作為義務の具体的な内容が合理的に限定されることがあり、そのような場合には請求の特定に欠けることはない」と判示している。原告が取上げた騒音・振動等の差止請求訴訟との違いについては、具体的な説明はない。判決の引用部分から推測できる論理は、以下になるであろう。すなわち、騒音・振動問題は原因行為の継続によって発生する問題であるが、原発事故による放射能汚染は一度の行為によって生じた汚染状態の継続であって、前者のような継続行為とは異なる継続状態であるから、その状態を変えるためには行為が必要であり、その行為の内容の特定は、民事訴訟を提起した原告が主張・立証しなければならない、という論理である。

この論理を前提にすると、日々の生活や仕事など多様な活動を行っている私有財産の空間が、他者の行為で汚染されてしまって汚染が継続する状態になった場合には、汚染解決策を被害側が調査して、証拠収集を行い、主張することが民事裁判で求められることになる。これは、加害被害の民事紛争の裁判の在り方として正しいのだろうか。長期間継続する放射能汚染による土地利用妨害の民事事件で、私法の領域（私人の権利に対する他の私人による妨害で発生した紛争の解決という法的問題）で、汚染被害者が汚染原因者に対して汚染除去を求めている以上、除去方法に関しては、当事者双方の主張立証の中から、具体的方法を明らかにする作業が裁判で行われるべきである。司法がそういう問題解決の場にな

らないとすれば、私法秩序はどうなるのであろうか。

判決の執行について、判決で認めた汚染レベルの達成のための具体的方法と、長期間での実現となる場合の間接強制の具体的内容について、裁判の審理で明らかにすることは可能と考える。1 審で被告は、除染費用の試算をしており、その前提として除去に関する作業内容を検討している。そうであれば、一定の時間軸（例えばセシウム 137 の半減期と言われる 30 年間）の中で、原告請求で要求している放射線レベルまでの放射性物質撤去は、要求基準値を達成するように求める抽象的不作為請求として認め、汚染原因者に可能な方法の選択とその実施を強制する内容について判決で確定することはできるはずである¹⁴⁾。このようにして、汚染問題に関する私人間の紛争を解決していくことは、私法秩序の最終的判断を担う司法の役割であり、責任であると考ええる。

原発事故後に制定された放射性物質汚染対処特措法に基づく放射能汚染除去への行政の取組みの中で、取組み対象とはなっていない汚染された土地について、司法が放射性物質の除去の可否について判断しないとすれば、放射能汚染をめぐる私法秩序は「法治」から外されてしまうことになる。公害問題・環境問題で、被害者が加害行為の継続差止めを求める裁判で「抽象的不作為請求」が認められてきたのは、金銭賠償中心主義から脱却し、司法および法が果たすべき役割についての消極主義的発想から一歩踏み出すことが法専門家にも求められていることに対して、議論が行われ、取組みが進められてきたことを、再認識すべきである¹⁵⁾。公害問題は、日常型（継続型）と事故型の問題として整理考察され、解決への取

14) 原強「32 請求の特定—東海道新幹線騒音事件」『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（別冊ジュリスト No. 226。2015年11月20日発行。70～71頁。）は、騒音・振動による生活妨害に対する差止め請求事件について、「被告が圧倒的に多くの情報、知見を有しているのが一般的である。しかも、被告にとっても、——具体的な侵害防止策のうち、それらの侵害防止策の組み合わせによる対応も含めて、費用や簡便さなどにおいてみずからにとって最も有利なものを選択することができる方が好都合であるところ、原告らは、一定数値以上の騒音や振動に晒されない権利を有しているだけで、具体的な侵害防止策を特定し、それに従うように被告に要求することは実体的な規律と整合的ではないように思われる。」とし、抽象的不作為判決の執行可能性についても、執行方法には間接強制もあるのだから、「債務名義としての一義的明確性は問題とならない」とする。

15) 井上治典、高橋宏志、塩崎勤、小山稔（編）『差止めと執行停止の理論と実務』（『判例タイムズ』（臨時増刊）1062号、2001年）。同誌の「はしがき」（2001年8月）を参照。

組みが行われてきた。原発事故による公害は、事故型公害が日常型公害をもたらしている複合型公害であることを前提として、法的議論は行われなければならない。

(4) まとめ：「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判が示すこと

1 審と 2 審の裁判から、放射能汚染の被害者は、2 つの事実の立証作業を司法から要求されたことが分かる。第 1 に、民事裁判での自己の権利回復に関する請求について主張立証する前に、継続する放射能汚染の原因物質の除去と処理方法について具体策を明らかにする立証作業をしなければならないこと。第 2 に、第 1 の作業を行った上で、汚染除去の具体的解決策の実施可能性について、被害者自身の損害回復費用と、他の汚染被害者の損害回復費用とを比較して、権利濫用とならないことを立証しなければならないこと、である。

放射能汚染が広範かつ深刻な被害を発生させているときに、被害者と加害者の私人間の私的紛争を解決する民事裁判で、被害者がこのような立証作業を必要とするとした判決は、法治社会での司法の在り方について、深刻な問いを突き付ける。そもそも、裁判当事者以外の他の被害者の損害を回復するために必要となる費用負担を、権利濫用該当性の検討のところで被告側事情として評価することは、訴訟を提起した原告の権利回復請求で、同一の汚染原因による他の被害の回復を、原告へのマイナスの考慮事情とすることであり、加害被害の構造がある汚染問題で、「被害」の存在を加害者側に有利な考慮事情とすることになる。そのことは、放射能汚染事件で、被害者の権利回復を民事裁判が放棄し、究極的には全体被害の救済を放棄する法治社会となることを意味する。本件原告の以下の主張に、司法はどう応えるのか。

原告（控訴人）は「控訴理由書」（2013 年 1 月 24 日）で以下のように主張している。被告（被控訴人）は「危険事業の遂行によって収益を挙げているのであり、そのリスク回避責任を負っている。そのような立場にある東電は、東日本大震災等の自然災害による津波リスクが生じることを知りながら、その責務を果たさなかったという企業としての義務履行を怠ったという問題がある。このことを言い換えるならば、原審の判断では、正常運転時には、自らの責任で放射能廃棄物を処理しなければならない東電が、自らのリスクマネジメントを怠り事故を起こ

した途端に自らの放射能廃棄物の処理責任を免れることになる。このような結論は、企業リスクマネジメントを怠った企業はその被害者に与えた損害が大きいほど責任を免れるという結果を生じることになり到底そのような結果を容認することはできない。」とする。

福島原発事故に関する裁判の実態を明らかにし、司法の取組みについて考え続けなければならないことを、本件裁判は示していると言える¹⁶⁾。

4 「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判が提起する法の課題

(1) 人為的放射能汚染の継続に対する責任と課題

いわき市放射性物質除去請求事件の裁判では、土地の放射能汚染に対する原因者の除去責任と対処策について直接の具体的審理はなされなかった。しかし、人為的汚染が存在し、加害行為があること自体は、1審判決が損害賠償という方法を提示したことから、当事者双方が提出した証拠をもとに、裁判では認められていたと考えられる。したがって、人為的汚染が継続することへの汚染原因者の対処の責任は、法的には存在し続ける。というのも、当事者双方が提出した証拠からは、年間1 mSvを超える空間放射線量が継続していることは明らかだからである。そして被告提出証拠(乙8号証)は、100 mSv以下の積算被ばく線量では発がんリスクは「小さい」としているが、リスクが存在しないとはいしていないのである¹⁷⁾。

16) 注1)で紹介した神戸秀彦(2015)は、「生業訴訟」で空間放射線量を一定の数値にするよう求めた原告の請求に対する被告東電の主張を取上げ、その適法性や実現可能性等について検討して、本案前の被告主張は成り立たないと評価している(246頁、および248~250頁)。

17) 「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判では、立証作業で専門家の意見書提出は行われていない。本文3(3)1)に書いたように、被控訴人(被告)の主張があるだけである。専門家の関与しない裁判が問題把握の限界を持っていることを、この裁判は示していると考えられる。

日本の公害・環境問題の歴史を振り返ると、裁判で専門家が果たした役割の重要性は公知のことである。そしてまた、医学などの領域での被害者に対する取組みに深刻な問題があったことも公知のことである。これらについては、小田康徳(編)『公害・環境問

人為的放射能汚染が存在しないときに権利を取得した土地所有者にとって、人為的放射能汚染がないことは所有土地の当然のあるべき状態である。本件土地について人為的汚染が存在する以上、汚染に関する継続調査をすることは、上記のように法的責任が存在し続ける汚染原因者が果たすべき、最低限の法的責任と考えなければならない。裁判で、被告である汚染原因者が自ら汚染測定を行った事実を踏まえれば、土地所有者と協議の上で、汚染被害者の原告が行った土壌サンプリング調査も含め、汚染原因者による汚染調査の取組みを継続・拡大することは可能なはずである。

人為的放射能汚染が継続する場合に、権利侵害の回復を求める民事裁判で、上記3(4)のような訴訟活動を裁判所が要求するとすれば、原告の立証負担は極めて過大なものとなる。それだけではなく、汚染された土地を利用しようとしたときに、放射性物質除去の裁判を提起しなければ汚染除去ができない土地を所有する者は、この過大な負担を長期間負い続けることになる。本件のような司法判断が続くとすれば、財産権制度の根幹である土地所有の被害を放置する法治国家となってしまう。そうならないためには司法判断が適正なものとなる必要がある。そしてそれに加えて、人為的放射能汚染の継続を防ぎ、汚染被害の発生する危険性をなくすために、汚染原因者と汚染被害者の間で、汚染除去のための具体的方策について話し合っ合意し、それを実施するための取組みを進めることが必要である。

福島原発事故で継続する放射能汚染解決のための取組みを進めるためには、汚染原因者が、人為的汚染の除去のための方策、スケジュールなどを策定し、提示することが必要である。「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判で原告は、被告が「ロードマップ」を作成して実施すべきであると主張したが、これについて裁判では判断されなかった。汚染原因者が「ロードマップ」を示し、私的紛争の当事者間での合意に基づく取組みを行うことが実現しないとすれば、人為的放射能汚染の妨害排除を請求する裁判は、汚染がなくなるまで続けなければならないことになる。そのことを考えると、上記の取組みは、実現されるべき重要な課題である。

『歴史を学ぶ人のために』(世界思想社、2008年)を参照されたい。

(2) 森林の放射能汚染への対処の責任と課題

本件裁判の土地は森林が中心の土地である。ところで、森林の除染作業については、住宅に近接した森林や、森林利用者が日常的に立ち入る森林などについて、国と地方自治体が除染作業を進めてきている¹⁸⁾。本件土地は山林が中心であるが、その周囲は、3 (2) 3) で紹介したように、市道・県道、住宅、農地、集会所などがあり、生活空間が広がっているほか、本件土地のある山林に入ることができる「赤道」(公団道路)も存在している。このような地域環境を構成する本件土地の森林が、上記の行政による森林除染作業の取組み対象になっていないとすれば、その放射能汚染の除去行為は、汚染原因者が行わなければならない。そうでなければ、本件土地と隣接する土地との間で、汚染物質が移動することは想定されるから、本件土地所有者と隣接地の土地所有者との間で、新たに別の放射能汚染紛争が発生することが考えられる。

本件土地で土壌汚染が深刻であることについて、原告がサンプリング調査結果を証拠として提出していた。その汚染された土壌の飛散・拡散防止措置を取ることに、本件土地所有者と他の土地の所有者との間で紛争になり、裁判となることが考えられる。また本件土地は山林であるから、汚染された枝、葉、草などが、他の所有者の土地に移動した場合に、それらの汚染された「物」を誰が除去することになるのか。汚染原因者が対応するようになれば、多様な紛争を発生させることになる。そうであるとすれば、汚染原因者が、土地からの汚染拡散問題に対処するべく、汚染調査と飛散防止などの対策を実施すべきことは、紛争予防のために当然果たすべき責任である。

放射能で汚染された広大な森林について、「森林再生とは林業振興であり、山村コミュニティの再興にはかならない」とし、森林汚染からの林業の復興を主張する早尻正宏(2015)は、福島林業の歴史と現実を踏まえて、重要な政策提言を行っている¹⁹⁾。そのような政策提言が現実化されていく場合でも、実施対象となる森林と、そうでない森林とに区分されることは、汚染森林の広大さと、汚染除

18) 林野庁『森林・木材と放射性物質—福島の森林・林業再生に向けて』(2014年12月発行)24頁参照。

19) 濱田武士、小山良太、早尻正宏『福島に農林漁業をとり戻す』(みすず書房、2015年)の「第三章」を参照されたい。

去の日本全体での作業能力との関係からは、当然想定されることである。森林除染の対象拡大について「里山除染」としての国の行政対応の動きが報じられているが²⁰⁾、これまでの国による除染事業、そして福島県が実施している「ふくしま森林再生事業」の取組みからも、実施対象の森林線引きは行われるであろう。したがって、仮に本件土地および本件土地と同様の評価がなされた土地が除染対象森林とされないとするれば、長期間にわたって、人為的放射能汚染による利用妨害が継続することになる。それを解決する手段は、当事者間交渉での合意に基づく加害者の対応か、民事裁判での加害者の法的責任による作為確定での対応という、私法秩序での対応以外には、解決策がないことになる。

日本学術会議は2001年11月に、多様な学問分野の研究を踏まえて森林の多面的な機能の評価を行い、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」を農林水産大臣に答申している²¹⁾。その「はしがき」は、「本答申の趣旨と内容が、広く国民に理解され、国際的に一つでも多くの国や地域の合意を得ることができれば、21世紀において人類に新たな展望が開かれるものとする。」とする。日本学術会議が示した森林の多様な機能を、放射能汚染された森林で回復するためには、上記の早尻正宏(2015)の政策提言が具体化され、すべての放射能汚染地域の森林を対象としての制度対応が必要である。そのためには「広く国民に理解され」、理解が深まるように、多様な森林の問題を明らかにした上での政策の策定・実施が必要である。一方、時間軸の中で、汚染除去の取組みが遅れる汚染森林についての法的対応として、継続汚染に対する汚染原因者による対処の責任を果たさせるための、私法領域での取組みは必須である。

5 おわりに

原子力発電所の事故発生後に、広範囲の放射能汚染問題に取り組むために制定さ

20) 福島民友2016年1月28日「森林除染で3省庁連携」、および、同2016年1月30日「森林除染対策、来月初会合」。

21) 日本学術会議のホームページ「提言・報告等【答申】」(以下のURLで2016年2月8日閲覧。)。http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-5.html

れた放射性物質汚染対処特措法と、同法に基づく放射性物質の除去の取組みが、対象地域の線引きによってもたらしている矛盾は、「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判から明らかである。係争地の汚染が除去されないことは、そこに存在する汚染された「物」が、空気や水、そして多様な生物に媒介されて飛散・拡散することは、当然想定される。空間として隣接する土地が放射能で汚染されている場合に、その汚染された土地の汚染除去が裁判で認められないとすれば、近隣の土地では隣接地の汚染が継続している空間で、生活・生産などの人としての活動をするようになってしまう。私人間の個別紛争を解決する民事裁判が、そういう影響をもたらすことを、社会での共通認識としなければならない。

事故後に放射能汚染に対処するために制定された特別法を前提として、司法が法治の空白を作り出すことは、人権保障の最後の権力機関としては許されないことである。放射性物質汚染対処特措法が私法秩序への干渉を行う法律ではない以上、当事者間での話し合いでの解決、そして当事者間では解決されない場合には民事裁判権を持つ裁判所が、放射能汚染問題を解決しなければならない。問題解決への行政の取組みを前提として、汚染除去が行われない空間の汚染問題に関する私的紛争について司法判断を回避することは、法治の空白を作り出すことになる。

長期間にわたって継続する放射能汚染問題に対しては、地方自治体の区域区分による線引きでの取組みではなく、新たな取組みが必要であることを、「いわき市放射性物質除去請求事件」は示している。それは、汚染の空間放射線量の測定に加えて、汚染された土地の土壌汚染・水汚染なども含めた調査を継続して行い、それらに基づいて地域空間の広がりの中で放射能汚染の管理と対処を継続していく制度である。汚染調査を継続しながら、汚染対処が必要な土地を明確にし、その土地が周辺空間そして地域環境に与える放射能影響も明確にして、放射能汚染による多様な問題に対して、放射線管理が不要になるまでの期間、放射性物質を排出した原因者が対応する責任を負うことを内容とする法律が必要である。放射能汚染が継続する以上、問題解決の立法は必須である。その立法が行われるまでの間、放射能汚染による被害の救済問題、そして放射能汚染による土地と土地の間で発生する問題に対して、私法秩序に関する最終的な判断権限を持つ司法がどのような裁判を行うのか。我々は、裁判の過程全体について、分析と検証を続け

なければならない²²⁾。

本稿 2 (1) 2) ⑤で、被告が本件土地の除染について「現実的に不可能なのである」と主張したことを紹介した。こういう主張を、放射能汚染を発生させ、継続させている原因者が、事後の裁判で主張して汚染除去を拒否したことを、我々はどうか考えるのか。被告は準備書面 (2012 年 4 月 16 日) で「一私企業としての限界」があるとも主張した (注 9) 参照)。事後的な問題解決の場で、原因者がこのように主張するのであれば、汚染事故に対する事前制度として、原子力発電事業者の事故後の放射能汚染問題に対する解決能力についての審査制度が必要だと考える。長期の放射能汚染への対応策と資金的裏付けについて、原子力発電事業者に提示させ、審査する制度が必要である。放射能汚染された空間が、自然放射能レベルまで汚染が解消されるための具体的方策と、その実施の費用確保の制度が必要であることは、福島原発事故から明らかである。

〈付記〉

本稿は、以下の研究助成を受けた研究の成果の一部である。

2015 年度 科学研究費助成事業基盤研究 (B) 課題番号 15H02872。

三井物産環境基金 (藤川賢代表) 2015 年度助成。

22) 注 13) で取上げた仙台高裁決定 (事件番号は平 24 (ラ) 12 号) の裁判記録は閲覧できていない。筆者は、同事件一審の決定 (事件番号は平 23 (ヨ 29 号)) も含め、裁判記録の閲覧を福島地裁郡山支部第 2 民事部に、2016 年 8 月 16 日に申請した。第 2 民事部は、民事保全法第 5 条を根拠に、利害関係者以外の人への一般公開はできないと回答をした。そこで筆者は、同事件の内容から、教育で裁判例として取上げる必要があることを根拠に筆者に利害関係があるとして、決定文と証拠説明書について閲覧申請書類を提出したところ、利害関係者であることの「疎明」がなされていないという理由で、申請は認められなかった。

有料の判例データベースに記載されている「決定」の内容が正確かどうかについて、決定文と決定文が引証している証拠について確認し、検証しようとしたが、その作業はできなかったのである。筆者は、裁判当事者等の個人情報等については閲覧しないことを前提条件として申請したが、裁判記録は閲覧できなかった。福島原発事故による多様な事件の裁判過程の検証が必要ときに、大きな障害を設けることになる民事保全法の条文解釈・運用に、筆者は強い疑問を持つ。